

平成24年第13回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	平成24年12月21日(金)午後4時	
開催場所	北区教育委員会室	
出席委員	委員長 森下淑子 委員 檜垣昌子 委員 森岡謙二	委員 加藤和宣 委員 嶋谷珠美 教育長 内田隆
欠席委員	なし	
事務局職員	事務局次長 教育改革担当副参事 学校支援課長 教育指導課長 スポーツ施策推進担当課長 中央図書館長 学校適正配置担当部長	教育政策課長(教育未来館長) 学校改築施設管理課長 学校地域連携担当課長 生涯学習・スポーツ振興課長 飛鳥山博物館長 学校適正配置担当課長

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提案内容	結果
1	46号	幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	承認
2	47号	北区文化財保護審議会委員を選任する件	承認

平成24年第13回東京都北区教育委員会臨時会会議録

平成24年12月21日（金） 16:00

森下委員長

皆さん、こんにちは。

17日付で、前森岡委員長の後を受けまして委員長を務めさせていただきます。加藤職務代理者ともども、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立しております。これより、平成24年第13回北区教育委員会臨時会を開会いたします。

日程第1、第46号議案「幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」を議題に供します。

事務局から説明をお願いいたします。

教育指導課長

委員長

森下委員長

教育指導課長

教育指導課長

それでは、私からは第46号議案「幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。ステープラーどめの議案と、それから参考資料といたしまして、A4判1枚の、園長に係る管理職手当の額の改正について（案）ということで、横書きのものを用意させていただきました。

恐れ入ります、第46号議案の裏面の新旧対照表と、こちらの参考資料をごらんいただきまして、私、ご説明をさせていただきたいと思っております。本年の特別区人事委員会勧告及び統一交渉に基づきまして、幼稚園教育職員の給与に関する条例が改正されまして、給料表の引き下げ改定が行われたところでございます。

幼稚園教育職員の管理職手当につきましては、幼稚園教育職員の給与に関する条例によりまして、その者が属する級における最高号給の20%を超えない額と定められております。これは、参考資料の四角の枠で囲んであります、抄とございますが、2のアンダーラインのところをごらんいただければと思います。現行の再任用を除きます幼稚園の園長に係る管理職手当につきましては、こちら表になってございますけれども、9万1,400円となっております。

今回の給料表引き下げに伴いまして、園長の職に当たります4級の最高号給が、45万6,100円となりまして、この20%の額が9万1,220円となるため、現行の手当額が条例に定める額を上回ってしまうこととなります。ちなみに、現行が9万1,400円でございますので、上回るということで、このために園長に係る管理職手当を4級の最高号給の45万6,100円の20%、9万1,220円の100円未満を切り捨てた9万1,200円といたしまして、条例に抵触しないよう幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正するものでございます。

先ほどお示しいたしました新旧対照表をごらんいただきますと、再任用園長及び副園長につきましては、現行どおりでも条例に抵触しないため、今回は改定を行わないこととしたいと存じます。

以上、幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部改正についてのご説明を申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

森下委員長

ありがとうございました。  
本件につきまして、ご質疑、またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

森下委員長

それでは、特に反対意見はないようですので、本件については原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

森下委員長

ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。  
次に、日程第2、第47号議案「北区文化財保護審議会委員を選任する件」を議題に供します。

飛鳥山博物館長

委員長

森下委員長

飛鳥山博物館長

飛鳥山博物館長

それでは、私からは第47号議案「北区文化財保護審議会委員を選任する件」をご説明させていただきます。

まず、1ページをおめくりいただき、最後から3行目でございます説明欄をごらんいただきたいと存じます。当区の文化財保護審議会委員の任期でございますが、2年でございます。現任期が、平成25年1月11日で満了するため、平成25年1月12日以降の委員を選任し委嘱するものでございます。

それでは、前に戻っていただきまして、1、名称でございます。東京都北区文化財保護審議会委員。

2、選任理由でございますが、東京都北区文化財保護条例第23条に、教育委員会に、文化財の適切な保存及び活用を図るために、文化財保護審議会を置くと規定されてございます。また、同26条(組織)でございますが、審議会は委員10名以内で組織すると規定されてございます。及び27条(任期)につきましては、2年で再任を妨げないと規定されているところでございます。

3の委員の方々でございます。経歴はお示しのとおりでございますので、お名前を確認させていただきたいと存じます。石川日出志先生、加藤貴先生、加藤先生につきましては、現在、保護審議会会長をいただいているところでございます。続きまして、佐野賢治先生、佐野先生でございますが、現審議会委員の宮本瑞夫先生が、委員の継続をご辞退されまして、宮本先生からご推薦していただいた方でございます。なお、佐野先生以外の方々でございますが、全て継続でございます。続きまして、塩

澤寛樹先生、谷川章雄先生、根崎光男先生、初田亨先生、山崎祐子先生でございます。以上8名の方々の選任、委嘱をご審議お願いいたします。

以上、簡単ではございますが、第47号議案の説明をさせていただきました。

森下委員長

ありがとうございました。

それでは、本件につきまして、ご質疑、またはご意見はございますでしょうか。

加藤委員

委員長

森下委員長

加藤委員

加藤委員

正直言って、文化財保護審議会委員の活動そのものをよく存じていないものですから、どんな活動を年間を通して行っているのか、ちょっとご説明いただきたいと思えます。

飛鳥山博物館長

委員長

森下委員長

飛鳥山博物館長

飛鳥山博物館長

保護審議会の活動でございますが、大きな仕事と申しますのは、まずは文化財の保護でございますが、まずは指定についてでございますが、教育委員会から文化財保護審議会に諮問を出されまして、それをいろいろ意見を上げていただきまして、その保護が適正かどうか、適正でないかも答申していただくということが主な仕事でございます。

活動の内容でございますが、開催回数は、年二、三回でございますが、平成22年度、4回開いたところでございますが、平成23年につきましては、指定するべき保護文化財がなかったため、開催がなかったという状況になってございます。

以上でございます。

加藤委員

ありがとうございます。

森下委員長

よろしいですか。

加藤委員

はい、特にありません。

森下委員長

ほかには、いかがでしょうか。

森岡委員

委員長

森下委員長

森岡委員

森岡委員	以前もちょっと聞いたと思うのですけれども、参考でいいのですけれど、もし差し支えなければ、お歳を聞かせてください。
飛鳥山博物館長	委員長
森下委員長	飛鳥山博物館長
飛鳥山博物館長	ではまず石川日出志先生でございますが、1954年11月生まれでございますので58歳でございます。加藤先生でございますが、昭和27年生まれでございますので60歳でございます。佐野先生でございますが、1950年生まれ、61歳でございます。塩澤先生でございますが、1958年、昭和33年生まれでございますので54歳でございます。続きまして谷川先生でございますが、昭和28年、1953年生まれでございますので59歳でございます。根崎先生でございますが、同じく昭和29年2月生まれでございますので58歳でございます。続きまして、初田先生ですが、昭和22年1月生まれでございますので65歳でございます。山崎祐子先生、昭和31年生まれでございますので、56歳ということでございます。
森下委員長	突然な質問でしたけれども、ありがとうございます。年齢を聞かれるだけでよろしいですか。
森岡委員	大学に籍を置いていらっしゃるんですね。そうすると、退任するとか、そういういろいろな後継者づくりだとか、我々も少子高齢化でなかなか地域が育っていかないので、もしそういうことがありましたら、次の人たちにも頼んでおくとか、依頼しておいたほうがいいのではないかなという感じがしたものですから、すみません。
森下委員長	そのような理由だったようでございます。 ほかに、ご意見はございませんか。
嶋谷委員	委員長
森下委員長	嶋谷委員
嶋谷委員	先ほど、佐野さんだけが宮本先生からご推薦ということをお聞きしたのですが、あとは継続とお聞きしたのですが、石川先生と、加藤先生は元委員長、石川先生も継続でよろしいのでしょうか。
飛鳥山博物館長	委員長
森下委員長	飛鳥山博物館長

飛鳥山博物館長

申しわけございません。石川先生も継続でございます。

森下委員長

ほかはないようでしたら、本件につきましては特に反対意見がないようですので、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

森下委員長

ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。  
以上で、本日の日程全てを終了いたしました。  
これもちまして、平成24年第13回教育委員会臨時会を閉会いたします。